

04-1 必要書類の添付

- 電子申請時にデータ添付が必要な書類は下記のとおりです（＊は原本提出も必要です）。
- 以下の③④は、電子申請と併せて、申請先（薬務課・保健所）へ**麻薬小売業者免許証（原本）の郵送提出が必要**です。
- 「郵送受取（返送用封筒提出）」を選択した場合は、返送用レターパック又は簡易書留用封筒（角2サイズ、530円切手付き）を郵送提出してください。
- 郵送先については、申請先（薬務課・保健所）によって異なりますので、P10を参照願います。

<必要書類一覧>

申請手続き・宛先	電子添付が必要な書類（＊については、原本の提出も必要）
①麻薬小売業者免許申請（新規）	- 診断書 ※発行日から1か月以内のもの - 薬局開設許可証（許可申請中の場合は薬局許可申請書の写し） - 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図 - 麻薬保管庫の構造概要図 - 登記事項証明書（申請者が法人の場合） ※発行日から1か月以内のもの - 組織図（業務分掌表）（申請者が法人の場合）
<宛先> 「麻薬小売業者免許申請受付」係	
②麻薬小売業者免許申請（継続）	同上
<宛先> 「麻薬小売業者免許継続申請受付」係	
③麻薬小売業者免許証記載事項変更届	＊ 麻薬小売業者免許証（原本） ・（事由の発生から15日を超過した場合）遅延理由書
<宛先> 「麻薬小売業者免許証記載事項変更届受付」係	
④麻薬小売業者免許証再交付申請	＊（破損又は汚損した場合）麻薬小売業者免許証（原本）
<宛先> 「麻薬小売業者免許証再交付申請受付」係	
⑤麻薬営業者役員変更届	- 診断書（役員の追加がある場合） ※発行日から1か月以内のもの - 登記事項証明書 ※発行日から1か月以内のもの - 組織図（業務分掌表）
⑥麻薬廃棄届	麻薬廃棄届
⑦調剤済麻薬廃棄届	- 調剤済麻薬廃棄届 （廃棄日から30日を超過した場合）遅延理由書
⑧麻薬小売業者間譲渡許可申請	- 麻薬小売業者間譲渡許可申請書 ※4以上の麻薬小売業者が共同で申請を行う等、記載欄が不足する場合は、別紙様式1も添付 - 全申請者の麻薬小売業者免許証** - 各麻薬業務所間のおおよその距離及び移動に要する時間、移動手段等を示した書類
<宛先> 「麻薬小売業者間譲渡許可申請受付」係	

- ・ 麻薬小売業者免許証（原本）及び返送用封筒の郵送先は、下記のとおりです。
申請先に応じて、郵送先が異なりますのでご注意願います。
- ・ 宛名には申請先名（薬務課又は保健所）と併せて、P9の申請手続き名を記入願います。
- ・ 返送用封筒（返送用レターパック又は簡易書留用封筒（角2サイズ、530円切手付き））
には、必ず返送希望の宛名・宛て先を記入してください。

<郵送先一覧>

営業所の所在する市町村	申請先保健所等（宛名）	住所（郵送先）
仙台市 ※麻薬小売業者間譲渡許可 申請は県内全域	薬務課監視麻薬班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町	仙南保健所獣疫薬事班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
塩竈市、多賀城市、松島町、 七ヶ浜町、利府町	塩釜保健所食品薬事班	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15
名取市、岩沼市、亘理町、 山元町	塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18
富谷市、大和町、大郷町、 大衡村	塩釜保健所黒川支所食品薬事班	〒981-3304 富谷市ひより台2-42-2
大崎市、加美町、色麻町、 涌谷町、美里町	大崎保健所獣疫薬事班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1
栗原市	大崎保健所栗原支所食品薬事班	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1
石巻市、東松島市、女川町	石巻保健所獣疫薬事班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7
登米市	石巻保健所登米支所食品薬事班	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
気仙沼市、南三陸町	気仙沼保健所食品薬事班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3

（例）仙台市内の薬局が必要書類を郵送する場合

<郵送先> 〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班「〇〇受付」係

↑「〇〇係」の部分には、P9の申請手続き名を記入